

一般財団法人室蘭市勤労者共済センター業務規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般財団法人室蘭市勤労者共済センター（以下「共済センター」という。）の業務は、定款の定めるもののほか、この業務規則によって実施するものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時雇用する従業員の数が300人以下の事業所をいう。
- (2) 会員 共済センターに加入した事業主及び勤労者をいう。
- (3) 勤労者 賃金を受けて常時雇用されている従業員をいう。

第2章 会員

(会員の資格)

第3条 会員となることができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 室蘭市、登別市及び伊達市に勤務する中小企業の勤労者及びその事業主
- (2) その他理事長が特に必要と認めた者

2 前項の規則にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、会員になることはできない。

- (1) 加入時において、70歳以上の勤労者
- (2) 加入時において、15歳未満の者
- (3) 加入時に14日以上休業、安静加療をしている者
- (4) 臨時又は季節的に短期雇用されている者
- (5) 第9条により除名された者
- (6) その他理事長が不相当と認めた者

(入会手続き)

第4条 入会は事業所単位とし、加入代表者を定め、入会届を理事長に提出し、その後承認を得なければならない。

(資格の取得)

第5条 会員の資格は、入会を承認された日の属する月の翌月1日に取得するものとする。

(退会届)

第6条 会員は次の各号の一に該当する場合は、会員証を添えて、理事長に退会届を提出しなければならない。

- (1) 第9条に掲げる会員資格を失ったとき
- (2) 前号以外の理由により退会しようとするとき

(資格の喪失)

第7条 前条の規則に基づく退会届により、会員資格を喪失する日は次の各号に定める日とする。

(1) 前条第1号に掲げる場合は、第9条に掲げる会員資格を失った日の翌日

(2) 前条第2号に掲げる場合は、当該退会届の提出のあった月の末日

(変更届)

第8条 加入代表者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称、所在地、電話番号

(2) 代表者名

(3) 金融機関名及び口座の種類等(口座番号、届出印鑑)

(4) 会員の氏名、住所

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当したときは、理事長の議決により除名することができる。

(1) 共済センターの事業を妨げる行為をしたとき

(2) 共済センターの定款及びこの規則に違反し、又は信用を失わしめる行為をしたとき

(3) その他不正の行為により、共済センターの事業により利益を受けようとしたとき又は受けたとき

(4) 会費を3カ月以上納入しないとき

2 前項の規則により、会員を除名する場合、理事会において議決する前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 理事会において除名することを決議したときは、当該会員に対し理事長名をもって通知する。

第3章 会費

(入会金及び会費)

第10条 入会金は、加入者1人につき200円とする。

2 会費は、会員1人につき月額600円とし、そのうち280円を共済掛金とする。

3 会費は、会員資格の発生した日の属する月から退会日の属する月までとし、預金口座振替依頼書による指定金融機関の口座振替により納入するものとする。

4 前項の口座振替引落日は毎月12日とする。ただし1月と5月は14日とする。(口座振替引落日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日。)

第4章 事業

(給付事業の範囲と実施方法)

第11条 給付事業の範囲は、別表1及び別表2のとおりとし、会員にその給付事由が発生したと

きは、給付金を給付するものとする。

- 2 別表1の給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（東京都渋谷区代々木2-1-17）（略称、全労済協会という。）を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険契約（以下「保険契約」という。）を締結して実施し、共済センターまたは会員が保険契約の被保険者となるものとする。
- 3 別表1の給付金の給付の条件等は、保険契約に付帯する普通保険約款の規定によるものとする。
- 4 別表2の給付事業は、共済センターが独自に実施し、給付金の給付の条件等は、共済センターが別に定めるものとする。

（給付金の請求）

第11条の2 給付金を受けようとするものは、所定の用紙に給付事由の発生を証明する書類を添えて、理事長に請求するものとする。

- 2 給付金の請求は、給付事由が発生した日の翌日から3年以内に行わなければならない。
- 3 会員または給付金の受取人が虚偽の申請により給付金の給付を受けたことが明らかになったときは、理事長は当該給付金を返還させるものとする。

（福利厚生事業）

第12条 共済センターは、会員に対して次に掲げる福利厚生事業を行うものとする。

- （1）健康維持増進事業
- （2）老後の生活安定に関する事業
- （3）生涯学習援助事業
- （4）文化、教養、スポーツ、レクリエーション等事業の実施
- （5）文化、教養、スポーツ、レジャー、保養所等余暇施設の利用補助
- （6）財産形成に関する事業
- （7）情報提供事業
- （8）各種割引提携事業
- （9）加入促進事業
- （10）前各号に定める事業のほか、福利厚生に関し必要な事業

（受益者）

第13条 会員は、資格取得の日から資格喪失の日まで、共済センターが行う事業による利益を受けるものとする。

（受益の制限）

第14条 理事長は、加入代表者が第10条第1項に規定する会費の納入を怠ったときは、会費を完納するまでの間、共済センター事業による会員の受益を制限することができる。

第5章 雑 則

(委 任)

第15条 この業務規則に定めるもののほか、業務の運営に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この業務規則は平成7年11月1日から施行する。
- 2 この業務規則は平成13年4月1日から施行する。
- 3 この業務規則は平成16年4月1日から施行する。
- 4 この業務規則は平成17年4月1日から施行する。
- 5 この業務規則は平成20年4月1日から施行する。
- 6 この業務規則は、財団法人室蘭市勤労者共済センター寄附行為が主務官庁の認可のあった日（平成20年9月17日）から施行する。
- 7 この業務規則は平成21年4月1日から施行する。
但し、この規則の施行日以前に給付事由が生じた共済金については、なお従前の例による。
- 8 この業務規則は平成22年4月1日から施行する。
- 9 この業務規則は平成24年9月27日から施行する。
- 10 この業務規則は、一般財団法人室蘭市勤労者共済センター登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 11 この業務規則は平成26年4月1日から施行する。
- 12 この業務規則は平成27年4月1日から施行する。
- 13 この業務規則は令和3年4月1日から施行する。
- 14 この業務規則は令和4年4月1日から施行する。